

平成 29 年 11 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社カネカ 代 表 者 代表取締役社長 角倉 護 (コード番号 4118 東証、名証各第1部) 問合せ先 IR・広報部長 石田 修 (TEL 03-5574-8090)

酸化型コエンザイム Q10 に関する米国特許侵害訴訟における Shenzhou Biology and Technology Co., Ltd.との和解について

当社は、2011(平成 23)年 3 月の訴訟提起以来、カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所において、Xiamen Kingdomway Group Company、Pacific Rainbow International Inc. 及び Shenzhou Biology and Technology Co., Ltd.を相手方として、酸化型コエンザイム Q10 (商品名; KanekaQ10TM) に関する当社の米国特許第 7,910,340 号に対する特許侵害を争っておりました。

2014 (平成 26) 年 4 月には、相手方の申立てによる略式判決によって当社の申立てが棄却されたことから、2015 (平成 27) 年 6 月には、連邦巡回控訴裁判所へ控訴し勝訴したため、同地方裁判所での訴訟が継続しておりました。

今般、相手方の1社である Shenzhou Biology and Technology Co., Ltd.と本訴訟において和解し、今後の事業展開において両社が包括的な提携を進めることで合意しました。本和解により、北米において当社が Shenzhou Biology and Technology Co., Ltd.の酸化型コエンザイム Q10 の販売を実施すること、また中国において Shenzhou Biology and Technology Co., Ltd.が当社還元型コエンザイム Q10 製剤の販売を実施することを、進めてまいります。当社は本和解により、北米における酸化型コエンザイム Q10 マーケットシェアの拡大と中国における還元型コエンザイム Q10 市場の拡大を進めます。

なお、本訴訟における Xiamen Kingdomway Group Company、Pacific Rainbow International Inc.及びテキサス州南部地区連邦地方裁判所における Zhejiang Medicine Co. Ltd 及び ZMC-USA, LLC に対しては、訴訟を継続してまいります。